新居浜工業高等専門学校職員海外派遣研修実施要項

平成24年5月23日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。) の職員を国際的な 通用性を備えた人材として育成し、海外の教育研究機関等との連携強化及び学生の国際 交流の充実を図ることを目的とする職員海外派遣研修(以下「海外派遣研修」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 海外派遣研修により派遣できる者は、本校の常勤の職員として1年以上勤務し、 かつ、人事評価が良好な者とする。

(研修内容及び研修期間)

第3条 海外派遣研修は,海外の教育研究機関等における現状調査及び学術交流協定締結 校との連携強化を目的とし,研修期間は校長が必要と認める期間とする。

(研修派遣候補者の推薦)

第4条 各課室の長は、海外派遣研修実施の通知に基づき、研修派遣候補者を推薦する。 この場合において、複数人を推薦する場合は、順位を付すものとする。

(派遣者の決定)

- 第5条 校長は、前条により推薦のあった派遣候補者の中から、派遣者を決定する。
- 2 校長が特に必要と認めた場合は、各課室の長からの推薦の有無にかかわらず、本要項 により職員を派遣することができる。

(旅費)

第6条 派遣者に支給する旅費は、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則の定める ところによる。

(研修の終了の報告)

- 第7条 派遣者は、研修期間が終了したときは、速やかに校長に報告しなければならない。 (事務)
- 第8条 研修に関するする事務は、総務課人事係において処理する。

附則

この要項は、平成24年5月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。